平成２６年（フ）第１２８号
宮城県大崎市古川字上古川291番地１、従前の住所宮城県大崎市古川字上古川339番地
債務者　柴田　歩美
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第９号
山形県新庄市金沢807番地の８
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第９８号
福島市荒町３番16号　リバービレッジ502号室、住民票上の住所福島県会津若松市天寧寺町６番71号
債務者　鈴木　雅晴
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第９１０号
千葉市花見川区花見川１番28棟504号
債務者　吉田　弘豊
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９１１号
千葉市花見川区花見川１番28棟504号
債務者　吉田　光代
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９１２号
千葉市花見川区花見川１番28棟504号
債務者　吉田　　崇
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０３４号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地１街区９棟107号
債務者　田邉　力雄
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４５３号
川崎市川崎区四谷上町12番５号　プランタン大師公園106
債務者　日野　義久
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４６６号
川崎市宮前区有馬５丁目22番５号　幸陽コンパート102
債務者　宮野久美子（旧姓三宅・遠藤）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５１３号
川崎市高津区末長３丁目24番２―311号
債務者　榊原　　茂
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５２２号
川崎市宮前区神木本町４丁目５番７―104号　ヴェル・ドミール宮前平、前住所川崎市宮前区神木本町３丁目７番14―201号　ヒカリプラザ
債務者　石川　智之
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５２６号
川崎市高津区諏訪３丁目14番17号　カステーロマンション301
債務者　小林　俊幸
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５３３号
川崎市高津区梶ケ谷４丁目10番地３　梶ヶ谷ハイツ105
債務者　重信　周二
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５３４号
川崎市川崎区小田１丁目18番１号
債務者　丹野　貴子（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５４７号
川崎市川崎区浅田１丁目５番14号　コンティニュー３―202、前住所川崎市川崎区大島３丁目12番２号
債務者　関口　清春
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５４８号
川崎市川崎区京町１丁目３番10号　千代田ビル301
債務者　丸山　純子（旧姓杉浦）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４号
川崎市川崎区南町５番地６　アビタシオントリヤマ204号
債務者　櫻井　文雄
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係